

環境基本計画推進本部会議資料
令和8年3月

「伊那市市有林整備実施に関する協定書」の変更について

令和5年3月1日付けで、新宿区と伊那市が締結した「伊那市市有林整備実施に関する協定書」について、このたび伊那市長から別紙のとおり協議があったため、下記のとおり回答する。

記

1 変更理由

伊那市市有林整備の対象区域及び面積を拡大することで、伊那市内の森林の保全管理及び森林整備によるカーボン・オフセット事業の推進を図るため。

2 変更内容

第2条に規定する「対象区域及び面積」について、下表のとおり変更する。

<表>

変更前	この協定の対象となる森林は、乙が伊那市内において <u>所有する全ての森林</u> とする。
変更後	この協定の対象となる森林は、乙が伊那市内において <u>全部又は一部の権原を有する全ての森林</u> とする。

3 変更年月日

令和8年3月31日

4 回答

伊那市長宛て、異議なく承諾する。

5 変更手続き

別途、覚書締結により処理する。

6 今後のスケジュール

令和8年4月8日 常任報告



7伊森251号
令和8年2月16日

新宿区長 吉住 健一 様

伊那市長 白鳥 孝



「伊那市市有林整備実施に関する協定書」の変更について（協議）

令和5年3月1日付けで締結した「伊那市市有林整備実施に関する協定書（以下「協定書」という。）」について、下記のとおり変更に向けて協議します。

記

1 変更理由

伊那市市有林整備の対象区域及び面積を拡大することで、伊那市内の森林の保全管理及び森林整備によるカーボン・オフセット事業の推進を図るため。

2 協議内容

(1) 変更内容

協定書第2条に規定する「対象区域及び面積」について、下表のとおり変更する。

<表>

変更前	この協定の対象となる森林は、乙が伊那市内において <u>所有する全ての森林</u> とする。
変更後	この協定の対象となる森林は、乙が伊那市内において <u>全部又は一部の権原を有する全ての森林</u> とする。

(2) 変更年月日

令和8年3月31日

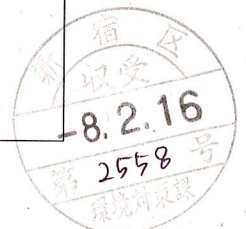
3 回答書の提出

上記「2（1）変更内容」にご異議の無いときは、令和8年3月13日（金）までに、下記担当宛て回答書（別紙1）をご提出ください。

4 その他（変更手続き）

別途、覚書（別紙2参照）締結により処理します。

担 当 伊那市農林部 50年の森林推進課
50年の森林推進係 井口、唐木
電 話 0265-78-4111 内線 2417
F A X 0265-72-4142
メ ー ル 50ms@inacity.jp



別紙1

令和 年 月 日

伊那市長
白鳥 孝 様

新宿区長
吉住 健一

回 答 書

令和8年2月16日付け7伊森第251号による下記協定に関する覚書について、異議なく承諾致します。

記

<協定名称>

「伊那市市有林整備実施に関する協定書」

伊那市市有林整備実施に関する協定書に係る覚書

令和5年3月1日付けで締結した伊那市市有林整備実施に関する協定書について、新宿区（以下「甲」という。）及び伊那市（以下「乙」という。）は、次のとおり変更することを合意し、覚書を締結する。

第2条に規定する「対象区域及び面積」について、「この協定の対象となる森林は、乙が伊那市内において全部又は一部の権原を有する全ての森林とする。」に変更する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

令和8年3月31日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区

区 長 吉住 健一 印

乙 長野県伊那市下新田3050番地
長野県伊那市

伊那市長 白鳥 孝 印

伊那市市有林整備実施に関する協定書

新 宿 区
伊 那 市

伊那市市有林整備実施に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、「新宿区と伊那市との地球環境保全のための連携に関する協定」第2条第1号及び第4号に基づき、新宿区（以下「甲」という。）と伊那市（以下「乙」という。）が連携し協力して伊那市市有林の保全のため、施業区域、方法、その他必要事項を定め、森林整備を円滑に行うことを目的とする。

(対象区域及び面積)

第2条 この協定の対象となる森林は、乙が伊那市内において所有する全ての森林とする。

(森林整備の定義)

第3条 この協定において「森林整備」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 森林の主伐・間伐・植林・保育
- (2) 路網整備等森林の主伐・間伐・植林・保育に必要な施設の設置

(森林整備の実施)

第4条 甲は、乙と協議の上、第2条に定める区域のうち、毎年森林整備を実施する区域を選定し、実施方法、実施時期等計画を定めるものとする。

- 2 甲が前項の森林整備を行うために要する費用は、甲が負担する。
- 3 甲の行う森林整備は、第1項で定めた施業計画に基づき行うものとし、乙は、これに対し無償で許可を与えるものとする。
- 4 甲は、森林整備に関する補助金の申請等を行う。
- 5 甲は、森林整備において主伐を実施する際は、主伐後に植林を行うものとする。

(乙の協力)

第5条 乙は、甲が行う森林整備の実施に係る森林法に基づく伐採届出、その他各法令に基づく許可申請及び届出等について協力するものとする。

2 乙は、甲が行う長野県への二酸化炭素吸収量認証申請及び森林整備に関する補助金の申請等の事務手続きについて協力するものとする。

3 乙は、甲が森林整備を実施するにあたって、必要な助言、指導及び施業中の監督補助を行うものとする。

(主伐材・間伐材・立木の所有権)

第6条 第4条第3項の規定により主伐し、又は間伐し、搬出した材については、その所有権は甲に帰属するものとする。

2 第4条第3項の規定により植林した立木については、乙が管理するために、その所有権は乙に帰属するものとする。

(施業実施後の管理)

第7条 甲及び乙は、この協定期間内において、森林整備に必要な施設、及び実施地の管理について、連携し、協力するものとする。

(二酸化炭素吸収量の相殺)

第8条 乙は、この協定の有効期間にかかわらず、長野県により認証される二酸化炭素吸収量を、甲の二酸化炭素排出量から相殺することを認めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

2 甲及び乙は、協定期間満了後も引き続き協定を継続しようとするとき

は、協定期間満了までに、甲乙協議の上、改めて所要の手続きをとるものとする。

(協定の変更又は廃止)

第 10 条 この協定を変更又は期間途中で廃止しようとするときは、甲乙双方の合意によらなければならない。

(協議)

第 11 条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

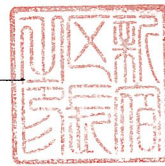
この協定成立の証として、本書 2 通を作成し、甲乙は署名押印のうえ、それぞれ 1 通を保管する。

令和 5 年 3 月 1 日

甲 東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号

新宿区

新宿区長 吉 住 健



乙 長野県伊那市下新田 3 0 5 0 番地

長野県伊那市

伊那市長 白 鳥

